

いじめ防止等のための対策に関する基本方針

深川市立深川中学校

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条（平成25年）により、本校の全生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定するものである。

1 いじめ防止等に向けての基本姿勢

いじめを生み出す希薄な人間関係に陥らないように、「心のふれあいを大切に、共感的理解にたった生徒指導の推進」に努めるとともに、生徒が互いを尊重し、支え合う、温かな絆づくりに努める。

また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を十分に踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さない等のための対策を、迅速かつ組織的に行う。

2 いじめ対策のための校内組織

校長の指示の元、本校の生徒指導委員会（教頭、生徒指導主事、学年生活担当、養護教諭、）とスクールカウンセラー、PTA役員がいじめの防止等を実効的に行う。

3 いじめに関する取組

（1）未然防止

- ①生徒会あいさつ運動
- ②支え合う学級づくり（班活動、清掃活動、レク等）
- ③魅力ある学校・学級づくり（学校行事、総合的な学習の時間等）
- ④いじめの兆候を見逃さない休み時間等の見守り指導
- ⑤全校道徳による啓発（いじめ問題、子どもの人権、ネットマナーなど）
- ⑥いじめの防止等のための学年や全校集会
- ⑦いじめの防止等のための対策に関する職員研修

（2）早期発見

- ①情報共有によるいじめ等の発見（毎朝の職員打合せ、月例の生徒指導委員会、定例職員会議での生徒指導交流、年2回の生徒指導交流会）
- ②いじめアンケート調査 年2回（5月下旬・10月上旬）
- ③教育相談を通じた担任による聞き取り 年2回（6月上旬・10月中旬）
- ④家庭訪問や懇談会、PTA活動等を通じた保護者からの聞き取り 年数回
- ⑤担任や養護教諭、スクールカウンセラー等による相談体制の充実 随時
- ⑥ネットパトロールの定期的実施（月1回以上）

(3) 早期対応

| いじめ発生からの指導の経路 | 生徒への指導について | 保護者への対応 |
|--|--|--|
| <p>①学級担任及び学年副担任により、迅速に事実を確認する。</p> <p>②生徒指導委員会により事実の把握、指導の方針を協議する。</p> <p>③全教職員にいじめの概要と指導の方針を周知する。</p> <p>④当該生徒と保護者に来校を依頼し、事実の確認と指導の方針を伝える。当該生徒の反省と謝罪を促し、保護者に協力依頼を行う。</p> <p>⑤全教職員に指導の経過といじめ再発防止に向けた対策を周知する。</p> | <p>①当該生徒の行った行為が許されないものであることを理解させ、原因の解明に努める。</p> <p>②事実行為及び謝罪を記録用紙に書かせ、自己反省させる。</p> <p>③必要に応じ学年集会、全校集会を開き、概要を伝え、いじめ再発防止に向けて全体指導を行う。</p> | <p>①学級担任から保護者へ来校を依頼する。</p> <p>②生徒指導委員会から事実行為及び指導の方針を伝え、協力依頼を行う。</p> <p>③被害生徒がいる場合には、謝罪を働きかける。</p> <p>④いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。</p> <p>⑤いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。</p> |

4 学校評価における留意事項

いじめ問題への取組等について自校評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表します。